

選挙の管理執行における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和3年9月

身延町選挙管理委員会事務局

目 次

はじめに	1
1 準備行為	
（1）新型コロナウイルス感染症対策についての有権者への周知	2
①周知する内容	
②周知方法	
（2）期日前投票所・投票所の設置について	4
①3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	
②感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応	
（3）投票事務従事者・開票事務従事者等の確保	4
①投票管理者・投票立会人（期日前投票所を含む）	
②職務代理者・投票事務従事者（期日前投票所を含む）	
③開票管理者・開票立会人	
④開票事務従事者	
⑤選挙管理委員	
⑥選挙管理委員会事務局職員	
2 期日前投票所・投票所・開票所の施設で感染者等が発生した場合の対応	
（1）施設の閉鎖・消毒	8
（2）有権者への周知	9
3 それぞれの場面での留意事項	
（1）期日前投票所・投票所	10
①設営について	
②当日の対応について	
③感染の疑いがある方への対応について	
（2）特例郵便等投票	15
（3）病院等の指定施設における不在者投票	16
①指定施設から不在者投票の実施が困難であるとの申し出があった場合	
②指定施設で感染者等の不在者投票を実施する場合	
（4）開票所	17
①開票所に入場する関係者について	
②開票体制等について	
③参観人について	
④報道関係者について	

はじめに

本ガイドラインは、選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について、「選挙の管理における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和3年7月 山梨県選挙管理委員会事務局）」を参考にしながら、留意事項や基本的な指針を示すものです。

選挙人の投票機会及び投票・開票における安全・安心の確保のため、本ガイドラインに沿って、適切に対処していくよう、お願いいたします。

1 準備行為

(1) 新型コロナウイルス感染症対策についての有権者への周知

有権者が安心して投票所に来ていただくため、各投票所において、感染・まん延防止に選挙管理委員会が積極的に取り組んでいることを周知することが重要です。

また、マスクの着用など有権者をお願いする事項を周知するほか、“密”を避け感染・まん延防止を図る観点から、直近の選挙における投票所の混雑状況の情報提供を行い、有権者の安心向上に向けた周知を行います。

①周知する内容

ア 新型コロナウイルス対応を踏まえた投票の呼びかけ

- ・「選挙管理委員会では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所内での感染・まん延防止に取り組んだ上で選挙を実施しています。」
- ・「有権者の皆様におかれましては、当日投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。」

イ 選挙管理委員会が実施する感染症対策

- ・投票所、期日前投票所には非接触型体温計及びアルコール消毒液を設置
- ・投票管理者、投票立会人、投票事務従事者はマスクを着用
- ・受付及び投票用紙交付場所へのパーティションの設置
- ・使い捨て筆記用具の配布
- ・投票所内は扉や窓の常時開放、又は定期的に換気を実施
- ・記載台等不特定多数の方が触れる箇所は定期的に消毒を実施

ウ 有権者へのお願いに関する事項

- ・マスク着用や咳エチケット、来場前、帰宅後の手洗い・うがい等の対策
- ・周りの方との距離の確保
- ・期日前投票の促進
- ・混雑する時間帯を避けた投票所への来場

②周知方法

町のホームページ、SNS、広報誌、防災無線など

○ホームページを利用したわかりやすい周知

各期日前投票所の混雑状況の目安として、直近の選挙時の各期日前投票所の日別・時間別の投票者数を、分かりやすく表示

投票所の混雑状況についてのHP掲載内容（一部）

1 期日前投票所混雑状況予想（参考：平成29年10月22日執行 身延町議会議員選挙）

投票日	天候	投票施設名称	8:00~9:00	9:00~10:00	10:00~11:00	11:00~12:00	12:00~13:00	13:00~14:00	14:00~15:00	15:00~16:00	16:00~17:00	17:00~18:00	18:00~19:00	19:00~20:00
10月18日(水)	晴のち曇	中富総合会館												
		下部保健福祉センター												
		身延支所												
10月19日(木)	雨	中富総合会館												
		下部保健福祉センター												
		身延支所												
10月20日(金)	曇のち雨	中富総合会館												
		下部保健福祉センター												
		身延支所												
10月21日(土)	雨	中富総合会館												
		下部保健福祉センター												
		身延支所												

... 少ない
 ... 標準
 ... 多い
 ... 密

2 投票所混雑状況予想（参考：平成29年10月22日執行 身延町議会議員選挙）

天候	投票施設名称	7:00~8:00	8:00~9:00	9:00~10:00	10:00~11:00	11:00~12:00	12:00~13:00	13:00~14:00	14:00~15:00	15:00~16:00	16:00~17:00	17:00~18:00	18:00~19:00	19:00~20:00
雨	第1投票所(下部地区公民館)													
	第2投票所(清之島金山博物館)													
	第3投票所(下部地区公民館古間分館)													
	第4投票所(樺子公民館)													
	第5投票所(大瀬小嶋公民館)													
	第6投票所(久部土保青所)													
	第7投票所(久保公民館)													
	第8投票所(中富地区公民館西峰分館)													
	第9投票所(中富地区公民館大瀬成分館)													
	第10投票所(中富総合会館)													
	第11投票所(中富地区公民館西峰分館)													
	第12投票所(中富地区公民館西峰分館)													
	第13投票所(身延地区公民館下山分館)													
	第14投票所(樺町公民館)													
	第15投票所(海平二区公民館)													
	第16投票所(身延町総合文化会館)													
	第17投票所(身延地区公民館西峰分館)													
	第18投票所(清子ふれあいの家)													
	第19投票所(旧身延保健所)													
	第20投票所(下大島公民館)													

... 少ない
 ... 標準
 ... 多い
 ... 密

〔ポイント〕混雑状況を日時別で可視化、場所や時間帯ごとの分析などによって、有権者は混雑を避けて投票できる日時を選びやすくなります。

(2) 期日前投票所・投票所の設置について

① 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止

期日前投票所・投票所の設置に当たっては、3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止の観点から、できるだけ以下の条件を満たすよう、施設の設置を行います。

- ア 投票所内の有権者の間隔が2 m程度（最低1 m）確保できること。
- イ 換気が行えること又は換気の設備を備えた施設であること。
- ウ 投票所外の順番待ちの有権者の間隔が2 m程度（最低1 m）確保できること。

以上の条件を満たす施設が使用できない場合は、「3密」防止や飛沫感染防止等の対策について、より一層の工夫を図っていただくようお願いします。

② 感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応

期日前投票所・投票所の施設で、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者（以下、「感染者等」という。）が発生した場合は、速やかに選挙管理委員会事務局（以下、「選管事務局」という。）へ連絡してください。

福祉保健課の指導等を確認し、施設管理者（担当所属）と選管事務局で施設の消毒を実施し、予定どおり期日前投票所・投票所が開設できるように努めます。

※このほか、投票場所等の施設で感染者等が出た場合の具体的な対応については、8ページ以降の「Ⅱ 投票所・期日前投票所・開票所の施設で感染者等が発生した場合の対応」を参照願ってください。

(3) 投票事務従事者・開票事務従事者等の確保

① 投票管理者・投票立会人（期日前投票所を含む。）

投票管理者及び投票立会人について、感染者等であることが判明した場合、又は、投票日（期日前投票日含む。）当日において37.5度以上（又は平熱比1度超過）の発熱又は体調不良など感染の疑いがある場合は、速やかに選管事務局へ連絡いただけるよう、事前に周知をお願いします。なお、当該投票管理者又は投票立会人には投票事務等に従事させないようお願いします。

投票管理者については、その職務代行者がその職に当たる必要があるので、留意願います。代替の方がすぐ確保できるよう、あらかじめ関係者への周知や連絡体制等の整備を行います。

②職務代理者・投票事務従事者（期日前投票所を含む。）

職務代理者及び投票事務従事者について、感染者等であることが判明した場合、又は、投票日（期日前投票日含む。）当日において37.5度以上（又は平熱比1度超過）の発熱又は体調不良など感染の疑いがある場合は、『身延町職員等の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル【第4版】』により、対応してください。代替がすぐ確保できるよう、あらかじめ関係者への周知や連絡体制等の整備を行います。

<従事不可を想定しての事前準備>

○投票管理者・投票立会人

- ・欠員が生じた場合に速やかに代替の方を補充できるよう、投票管理者及び投票立会人を依頼するときに、あらかじめその旨を伝え、人員が確保できる体制を整えておく。また、確実に連絡できるよう、連絡体制を整備しておく。
- ・投票管理者については、公職選挙法施行令第25条の規定により、時間交替が可能となることに留意する。
- ・投票立会人は期日前投票所においては2人、当日投票所においては最低限2人が必要となるため、欠員が出ないように留意する。また、投票立会人は、投票所の事務に従事できない点に留意する。

○職務代理者・投票事務従事者

- ・欠員が生じた場合に、速やかに代替職員を補充することができるよう、全庁的に応援を要請するなどして人員確保ができる体制を整えておく。また、代替職員に確実に連絡できるよう、連絡体制を整備しておく。
- ・代替職員の確保に当たっては、半日交替など時間的に融通を利かせることにより、従事可能な職員等の確保に努める。
- ・万が一、通常必要となる事務従事者数を確保することができない場合に備え、人員を削減した場合でも投票事務が可能となる職員配置、事務分担を必ず用意しておく。また、他の投票所に配置していた事務従事者を融通するなど、臨機応変に対応する。なお、投票開始時点で職員が集まらず、少ない人員で投票を開始した場合でも、途中からの補充に努める。

③開票管理者・開票立会人

開票管理者及び開票立会人（候補者届出の者を除く。）について、感染者等であることが判明した場合、又は、開票日当日において37.5度以上（又は平熱比1度超過）の発熱又は体調不良など感染の疑いがある場合は、速やかに選管事務局へ連絡いただけるよう、事前に周知をします。なお、当該開票管理者又は開票立会人には投票事務等に従事させないようにします。

開票管理者については、その職務代行者がその職に当たる必要があります。開票立会人については、代替の方がすぐ確保できるよう、あらかじめ関係者への周知や連絡体制等の整備を行います。

④開票事務従事者

開票事務従事者について、感染者等であることが判明した場合、又は、開票日当日において37.5度以上（又は平熱比1度超過）の発熱又は体調不良など感染の疑いがある場合は、『身延町職員等の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル【第4版】』により、対応してください。代替がすぐ確保できるよう、あらかじめ関係者への周知や連絡体制等の整備を行います。

<従事不可を想定しての事前準備>

○開票管理者・開票立会人

- ・開票管理者が従事できなくなった場合は、職務執行者がその職に当たることになるので、事前に伝えておく。
- ・開票立会人（候補者届出の者を除く。）に欠員が生じた場合に速やかに代替の方を補充できるよう、人員が確保できる体制を整えておく。また、確実に連絡できるよう、連絡体制を整備しておく。
- ・「候補者等届出」の開票立会人に対しては、感染者等であることを理由に辞職の強要をすることはできないが、感染拡大防止の観点からは開票に立ち会わせるべきではないため、予め「自身の体調等により、新型コロナウイルスに罹患したことが懸念される場合、届出後に職を辞することができる旨」を説明するなどし、トラブルのないよう留意する。
- ・感染者等であることが判明した、又は投票日当日において37.5度以上（又は平熱比

1度超過)の発熱又は体調不良等、感染の疑いがある「候補者等届出」の開票立会人を開票所に入場させる場合は、必ずマスクを着用させ、こまめに手洗い又はアルコール消毒液による手指消毒を行わせる。

- ・開票立会人が3人以上集まらない場合は、所定の手続により、速やかに3人に達するまで開票立会人を選任する。

○開票事務従事者

- ・欠員が生じた場合に、速やかに代替職員を補充することができるよう、全庁的に応援を要請するなどして人員確保ができる体制を整えておくこと。また、代替職員に確実に連絡できるよう、連絡体制を整備しておく。
- ・事務従事者等に欠員が生じた場合に備え、人員を削減した場合でも開票事務が可能となる職員配置、事務分担を用意しておく。

⑤選挙管理委員

委員が3人以上召集できない場合に備え、補充員との連絡体制を整えておきます。

⑥ 選挙管理委員会事務局職員

選挙管理委員会事務局職員が感染者等となり、入院又は自宅待機となった場合についても、業務に支障が生じないように役割分担や連絡体制を決めておくなど、万全の対策を講じます。

万が一、選挙管理委員会事務局職員の大半が入院又は自宅待機となり、選挙の準備や管理執行が困難となった場合は、選挙事務OBに要請するなど、全庁的な対策を講じます。

2 期日前投票所・投票所・開票所の施設で感染者等が発生した場合の対応

(1) 施設の消毒・閉鎖

期日前投票所、投票所、開票所を開設する施設において感染者等の発生が判明したときの施設の消毒、閉鎖などの必要な対応について次のとおりとし、予定どおり投・開票が行えるようにします。

対応に係る連絡体制や選管事務局において対応する内容については、確実に把握し、事前に関係者と調整します。

①期日前投票期間前に期日前投票所（3箇所）で感染者等が発生した場合

- ア 速やかに選管事務局へ連絡してください。
- イ 施設管理者（生涯学習課、身延支所、下部支所）において、福祉保健課の指導等を確認し、消毒を実施してください。人員が確保できない場合等は、選管事務局も対応します。
- ウ 対応等の内容は、選管事務局へ報告をお願いします。

②投票日前に投票所（20箇所）で感染者等が発生した場合

- ア 速やかに選管事務局へ連絡してください。
- イ 施設管理者（担当所属）において、福祉保健課の指導等を確認し、消毒を実施してください。人員が確保できない場合等は、選管事務局も対応します。
- ウ 対応等の内容は、選管事務局へ報告をお願いします。

③期日前期間中に期日前投票所（3箇所）で感染者等が発生した場合

- ア 速やかに選管事務局へ連絡してください。
- イ 一時的に施設を閉鎖し、消毒に当たります。施設の閉鎖については、町のHP、防災無線において、直ちに周知します。
- ウ 施設管理者（生涯学習課、身延支所、下部支所）及び選管事務局において、福祉保健課の指導等を確認し、消毒を実施します。
- エ 消毒等の対応が終了し、施設が開放できるようになったら、町のHP、防災無線において、直ちに周知します。

④期日前投票所又は投票所で投票した有権者が後日感染者であることが判明した場合

- ア 選管事務局から当該有権者への個別連絡は行いません。
- イ 感染者の発生が判明した場合は、保健所による疫学調査が実施され、関係者が

濃厚接触者と特定されれば、健康観察、外出自粛の要請等が行われることとなります。なお、「一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等について閉鎖等の措置を取る必要はない」とされているため、個別に保健所からの指示があれば、それに応じて対応します。

(2) 有権者への周知

期日前投票所・投票所・開票所を開設する施設で感染者が発生したときは、その後の対応を含め、速やかに報道機関等に公表します。

また、県選挙管理委員会への電話で一報入れた後、速やかにFAXやメール等で報道機関への公表資料を送付します。

なお、報道機関等への公表に当たっては、必要に応じ、関係する所属等と調整します。

その他の留意事項は、以下のとおりです。

- ①期日前投票所・投票所として施設を消毒後に使用する場合は、有権者が不安を抱かないよう、安全対策等について十分な説明を行う。
- ②期日前投票期間中に期日前投票所の閉鎖を行う場合は、有権者に混乱が生じないように、十分な周知を行う。
- ③これらについては、自治体のホームページや広報誌など、可能な限り有権者への周知に努める。

3 それぞれの場面での対応

(1) 期日前投票所・投票所

①設営について

- ア 入口に、非接触型体温計及び手指消毒用のアルコール消毒液を配備する。また、出口にも、可能な限り手指消毒用のアルコール消毒液を配備する。
- イ 順番待ちの列には、間隔の目安として2 m程度（最低1 m）置きに、ビニールテープ等でラインを引く。
- ウ 名簿対照係席及び投票用紙交付係席には、飛沫感染防止のためのパーテーション板を設置する。
- エ 投票箱近くに、筆記用具の回収箱を設置する。
- カ 有権者の流れが滞留しないような動線で、会場設営を行う。また、入口と出口は、可能な限り別に設ける。
- キ 会場の換気の効果を上げるため、必要に応じ、扇風機やサーキュレーター等を設置することが望ましい。
- ク 「新型コロナウイルス感染症防止のお願い」（13ページ）を掲示する。
- ケ その他、「3密」防止を考慮して会場設営を行う。

「3密」防止

- 間隔を開けて記載台を設置する。
- 複数区画に分かれている記載台の場合は、隣り合った区画を使用できないようにする。
- 投票管理者、投票立会人、各係の事務従事者席の間隔を、可能な限り離す。

②当日の対応について

○投票管理者・投票立会人

- ア 全員マスクを着用する。

○職務代理人・事務従事者

- ア 全員マスク着用のうえ、ビニール等の手袋の着用又はアルコール消毒液によるこまめな手指消毒を行う。なお、ビニール等の手袋を着用の場合は、衛生面の観点から長時間の連続着用は避け、定期的に交換する。
- イ 入場券の受取り及び投票用紙の交付の際は、トレーを使用し、直接触れることがないようにする。

- ウ 投票所内が混雑してきたときは、適宜、職員の誘導等により入場整理を行う。
- エ 混雑状況を確認しながら、記載台や拡大鏡、アルコール消毒液のボトルなど有権者が触れる備品は、こまめに消毒する。
- オ 定期的な換気に努める（1時間に2回程度、2方向の窓を数分間開放することが望ましい。）。
- カ 使用後の施設の消毒については、複数の者が接触する箇所（ドアノブ、手すり、テーブル等）のアルコール消毒液等による拭き取り消毒を基本とする。

○有権者への対応

- ア マスクを着用していない来場者に対しては、できるだけマスクの着用をお願いする。マスクを持参していない場合は、「咳エチケット」の協力依頼に努める。
- イ 投票所入口で、可能であれば、希望する有権者にポリ手袋（使い捨てを前提として作成されたもの）を配付する。
- ウ ポリ手袋着用者を含め、全ての来場者に入場前にアルコール消毒液による手指消毒を促す。ただし、アルコール消毒液にアレルギー反応がある者等には、手指消毒を強要することのないように注意する。
- エ 入場待ちの有権者等に対し、目印（ライン）に沿って間隔を空けて並ぶよう誘導する。
- カ 投票所で使用する筆記用具は、投票用紙と一緒に使い捨てのものを配布する。また、投票箱の近くに使用後の筆記用具の回収箱を設ける。
- キ 使用したポリ手袋は、出口に回収箱を設けて回収し、廃棄する。

○ 聴覚障害者等の有権者への対応

- ア 事務従事者がマスクを着用することにより、コミュニケーションがとりづらくなる場合があるので留意する。
- イ 口元が見えるよう、フェイスシールドを着用する。場合によっては、筆談を行いながら対応する。
- ウ 有権者が触れた点字器などは、その都度消毒する。

○ その他

- ア 休憩するスペースも「3密」とならないよう留意する。

「3密」防止

- 休憩場所を複数設ける。
- 一人ずつ休憩を取らせる。
- 対面しないように席を配置。

【新型コロナウイルス感染症防止のお願い】

- ・ 新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者に該当する場合や37.5度以上（または平熱比1度超過）の発熱または体調不良等、感染の疑いがある場合は、係員に申し出てください。
- ・ 感染症対策のため、入口で検温を行います。
- ・ 申出をされた方、検温で37.5度以上の発熱が認められた方及び咳き込む等の症状がある方については、他の方の安全確保のため係員の指示に従い、投票をお願いします。
- ・ 感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。
- ・ 感染症対策のため、アルコール消毒液による手指消毒をお願いします。
- ・ 希望者にはポリ手袋を配付しておりますので、係員に声をかけてください。
- ・ 間隔（1～2m）を空けてお並びください。
- ・ 投票所内の混雑緩和のため入場整理を行っています。時間帯によっては、長時間お待ちいただく場合があります。御協力をお願いいたします。
- ・ 入場券の確認及び投票用紙の交付の際は、直接触れることがないようにトレーを使用します。係員がトレーを差し出しますので、受け渡しをお願いします。
- ・ 感染症対策のため、定期的に換気を行っています。換気の際は風が吹き込む場合がありますが、御了承ください。
- ・ 感染症対策のため、記載台等はアルコール消毒液で拭き上げ消毒をしています。アレルギー等御心配な方は係員に声をかけてください。
- ・ 投票用紙と一緒に鉛筆をお取りください。使用後の鉛筆は、投票箱の近くの回収箱に返却してください。
- ・ ポリ手袋を使用した際は、回収箱に入れてください。
- ・ 帰宅後は、手洗い等を行ってください。

③感染の疑いがある方への対応について

- ア 37.5度以上の発熱又は体調不良等、感染の疑いがある場合は、投票事務従事者に申出をするよう呼び掛ける。
- イ 投票所の入口等で、検温を行う。
- ウ 申出があった有権者や37.5度以上の発熱又は咳き込んでいるなどの症状がある有権者に対しては、これらの方の人権に配慮しながらも、他の有権者や事務従事者の安全を確保するため、基本的には、次の対応に従っていただくよう働きかける。
- ・ポリ手袋を配付して着用させる。怪我等の理由により手袋ができない場合は、手指のアルコール消毒を徹底させる。（アレルギー等がある者に対しては強要しない。）
 - ・マスクを持参していない場合は、マスクを配付して着用させる。
 - ・前後の順番の有権者と一定の間隔を空けて受付をする。
 - ・使用後のトレイ等はその都度消毒する。
 - ・使用後の記載台は、次の順番の有権者が使用する前に必ず消毒する。
- エ 他の有権者の方へは、次のとおり働きかけをする。
- ・一定時間、次の順番の有権者に入場を待ってもらう。当該有権者が投票を済ませて退出後、記載台等の消毒が済んだら、入場してもらう。

【参考】 37.5度以上の発熱又は咳き込んでいるなどの症状がある有権者が、投票所での要請に従わない場合の対応

- ・ 公職選挙法上、投票の拒否はできないことに留意して対応すること。
- ・ 要請に従っていただけない理由を確認し、マスクやアルコール消毒液にアレルギーがある等やむを得ない理由がある場合は、咳エチケットの厳守を要請すること。
- ・ やむを得ない理由に該当しない場合は、重ねて要請すること。
- ・ それでも従わない場合は、咳エチケットの厳守を要請し、投票を認めること。
- ・ 上記要請のいずれにも従わず、けん騒にわたる等、投票所の秩序をみだす場合は、以下の公職選挙法の規定に留意すること。
 - ▶ 投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出させることができる。（同法第60条）
 - ▶ こうした措置をとってもなお秩序維持が困難な場合は、投票管理者は警察官の応援を請求することができる。（同法第59条）
 - ▶ 投票所外に退出させた有権者は、投票の最後または秩序をみだすおそれがなくなつたと投票管理者が認めた段階で、投票することとなる。（同法第51条）

(2) 特定郵便等投票

①「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」により、次のア・イのいずれかに該当し、宿泊療養施設又は自宅にて療養している選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請等に係る期間が選挙期日の公示（告示）日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方については、「特例郵便等投票」を行うことが可能となります。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方

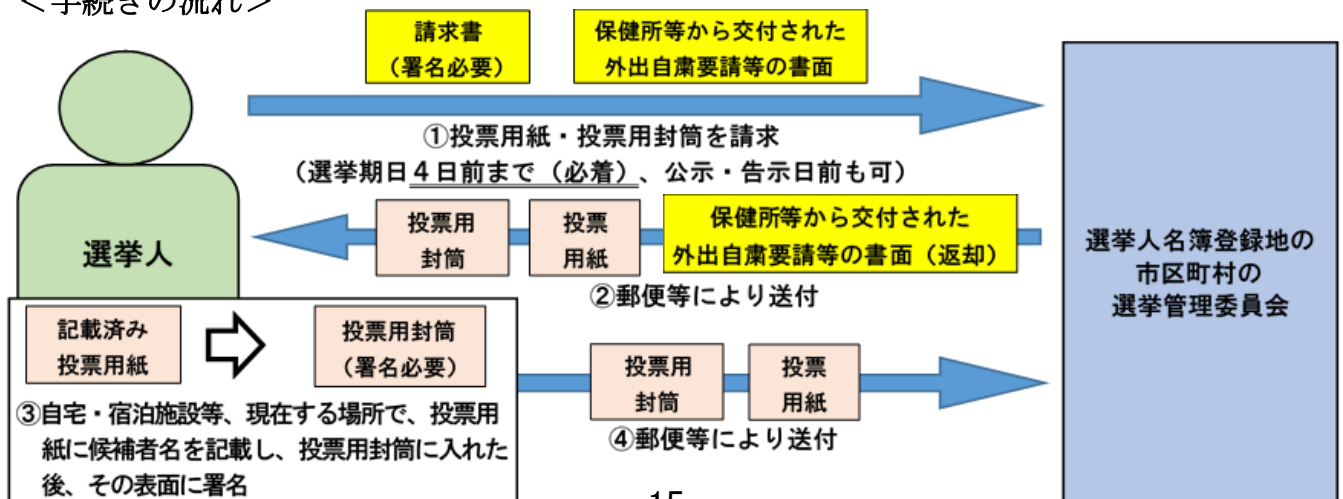
イ 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている方

濃厚接触者の方は、郵便等投票の特例制度の対象ではありません。

投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力いただいたうえで、投票所等において投票していただいで差し支えありません。

②特例郵便等投票を希望する選挙人から問合せがあった場合には、投票用紙等の請求にあたり、投票日当日の4日前までに（必着）、選挙人名簿又は在外選挙人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会に外出自粛要請等の書面を添付した「請求書（本人の署名が必要）」を郵便等で送付する必要があることなど、投票用紙等の請求手続きや投票用紙受け取り後の投票の手続きについて丁寧に説明するとともに、速やかに必要な書類等を送付します。

<手続きの流れ>



(3) 病院等の指定施設における不在者投票

①指定施設から不在者投票の実施が困難であるとの申し出があった場合

不在者投票の管理執行に人員を割けない等の理由により、入院・入所している有権者の不在者投票を拒否することはできないため、投票機会の確保の観点から、不在者投票を実施するよう丁寧に説明し、応じてもらうよう努めます。

②指定施設で感染者等の不在者投票を実施する場合

病院等の指定施設には、次のとおり対応していただけるよう、不在者投票の依頼の際に、併せて通知します。

- ア 会場を設けて不在者投票を実施する場合は、可能な限り「3密」の防止に配慮すること。
- イ 他の入院者や入所者、立会人等への感染防止のため、記載場所のテーブルや椅子等をアルコール消毒液等で消毒すること。また、ベッドで不在者投票を行う場合も同様に対処すること。
- ウ 立会人、代理記載補助者2名など、不在者投票に同席するスタッフは、マスク、手袋等を着用し、直接投票用紙等に触れることのないようにすること。手袋を着用しない場合は、こまめに手指の消毒に努めること。
- エ 感染者が不在者投票を行うときは、投票用紙に触れる前にマスクの着用及び手指のアルコール消毒を徹底すること。なお、アルコール消毒液にアレルギーがある場合は手袋を着用させること。

(4) 開票所

①開票所に入場する関係者について

- ア 入口において、検温を実施する。
- イ 入口付近に手指用のアルコール消毒を配置する。
- ウ マスク着用をお願いする。

②開票体制等について

- ア 開票事務従事者、開票管理者、開票立会人は、手袋を着用する。手袋を着用しない場合は、随所にアルコール消毒液を配備し、こまめにアルコール消毒を行わせる。
- イ 開票立会人席は、できるだけ間隔を空けて配置する。
- ウ 開票事務従事者の間隔をできるだけ確保する。
- エ 分担の開票作業が終了した開票事務従事者は、速やかに会場から退出させる。
- オ 開票作業が円滑に進むよう、開票立会人の協力を促す。開票立会人の投票の確認に時間がかかる場合は、最低限の人員を残し、一般の開票事務従事者は会場から退出させる。
- カ 定期的に換気を行う。

③参観人について

- ア 参観人席は、可能な限り2 m（最低1 m）の間隔を開けて配置する。
- イ 参観人席があまりにも過密となる場合は、入場制限を行う。
- ウ 入場制限を行う場合は、事前に町のホームページ等で周知する。
- エ 参観を希望する有権者に対し、ホームページや広報誌等で感染防止のためにマスク着用を呼びかける。また、発熱、咳等の症状がある場合は、参観を控えるよう呼び掛ける。マスクを着用しないで参観に来た参観人には、「咳エチケット」の徹底や会話を控えてもらうなど飛沫感染防止のための注意喚起を行う。

④報道関係者について

- ア 可能な限り、他の関係者と2 m（最低1 m）の間隔を開けて対応するよう注意喚起を行う。

開票所入口における掲示物

- 感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。
- 感染症対策のため、アルコール消毒液による手指消毒をお願いします。
- 感染症対策のため、入口で検温を行います。
- 発熱、咳等の症状のある方は、参観を御遠慮ください。
- 「3密」防止のため、参観を御遠慮いただく場合があります。感染防止のため、御協力をお願いします。
- 「咳エチケット」の御協力をお願いします。また、会話はできるだけお控えください。
- できるだけ、間隔を空けて参観してください。
- 帰宅後は、うがい・手洗い等を行ってください。

【参考】37.5度以上の発熱又は咳き込んでいるなどの症状がある有権者が、参観の自粛の呼びかけに応じない場合の対応

- ・ 公職選挙法上、参観の拒否はできないことに留意して、改めて参観の自粛をお願いし、それでもなお参観を希望される場合には、以下の事項について依頼し、参観を認めること。
 - ▶ マスク着用または咳エチケットの厳守。
 - ▶ 手指のアルコール消毒の徹底（アレルギーがある場合は手袋の着用を要請）。
 - ▶ 他の参観人と一定の間隔を保つこと。
 - ▶ 会話はできるだけ控えること。
- ・ 以下の公職選挙法上の規定にも留意すること（再掲）。
 - ▶ 依頼事項に従わない場合やけん騒にわたる等開票所の秩序をみだす場合は、開票管理者は、これを制止し、命に従わないときは開票所外に退出させることができる（同法第74条の規定により第60条を準用）。
 - ▶ こうした措置をとってもなお秩序維持が困難な場合は、開票管理者は警察官の応援を請求することができる（公職選挙法第74条の規定により第59条を準用）。